

都市計画法第29条（開発行為）及び市街化調整区域内の
建築行為等についての事前相談につきましては、以下の資料
を用意の上、窓口にご来庁ください。

（1部提出）

添付書類		説明
1	位置図（案内図）	住宅地図等の写し
2	公図の写し	区画整理施行中の場合は、仮換地図等の写し
3	土地登記事項証明書（全部事項）の写し	要約書でも可能 区画整理施行中の場合は、仮換地証明等の写し
4	現況写真	2方向以上 開発予定地の状況が把握できるように撮影
5	既存建築物を建築した際の開発許可通知書や建築確認済通知書、検査済証等の写し	開発予定地に既存建築物がある場合 左記の資料がない場合は、建物登記事項証明書の写し
6	土地利用計画図	素案がある場合
7	その他必要な書類	相談内容に応じ追加の書類がある場合具体的にはお問合せください。

※市街化調整区域での新規立地、建替えについては、別途添付書類が必要になりますので、開発建築課開発指導係までご確認ください。

問合せ先 八潮市 開発建築課 開発指導係
電話（代表）048-996-2111 内線 335

平成27年1月配布版